

生活習慣病を予防するための 『特定健診・特定保健指導』を 受診しましょう



市では、国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防のための健診と、その結果に基づいた保健指導を実施します。

を受診してください。

機関の窓口でお支払いくださ

『自分は健康だから関係ない』と思っている皆さん、ご自身の健康管理と、生活習慣病の早期発見・予防のために、年1回は健康診査を受診しましょう！

対 象

国民健康保険に加入している40歳から74歳の方（75歳の誕生日の前日まで）

受診券の送付・受診時期

○40歳から64歳までの方

6月中旬に受診券を発送します。9月末までに特定健診

○65歳から74歳までの方

8月下旬に受診券を発送する予定です。12月末までに特定健診を受診してください。

※受診券を受け取られても、受診される日までに国民健康保険の被保険者でなくなった方は、健診を受けることができません。

受診方法

受診券と保険証を持って、希望する診療機関で受診してください。健診が受けられる診療機関は、受診券に同封する「特定健診のお知らせ」をご覧ください。

費 用

受診には、本人負担額千円が必要です。受診当日、診療

そ の 他

①国民健康保険以外の社会保険などに加入している被保険者とその被扶養者の健診は、加入している医療保険者が実施します。

②特定健診の受診票が届いた方で、人間ドックを受診される方は、健診内容が重複しますので、特定健診を受診していただく必要はありません。

※後期高齢者医療保険に加入する被保険者の方で希望者には、「ぎふ・すこやか健診」を実施します。詳しくは、本紙9月1日号でお知らせする予定です。

■問い合わせ 市民課保険年金係（内線131）

情報公開制度の利用状況をお知らせします

平成12年に始まった情報公開制度は、市民の皆さんが市政運営について知る権利を保障し、市政の公正の確保と透明性の向上を図ることで、皆さんの意思に基づいた行政運営がなされることを目的としています。

平成21年度の利用件数は33件で、平成20年度に比べ2件の増加となりました。

◆公開された主な文書（一部開示を含む）

- ▷入札関係書類 ▷境界立会い記録 ▷市道平面図
- ▷開発申請書 ▷常任委員会議事録など

◆不服申し立ての状況

不服申し立てはありませんでした。

◆情報コーナー

市役所1階玄関ロビーに「情報コーナー」を設置しています。ここには市が保有する情報を検索するための資料、広報、予算書、市議会定例会議録、統計書などが置いてありますので、どうぞご利用ください。

公文書開示請求件数と公開状況

実施機関	請求件数	開示の状況			
		全部開示	一部開示	非開示	不存在
総務部	10	5	5	0	0
市民部	3	3	0	0	0
建設部	14	12	2	0	0
議会	3	3	0	0	0
教育委員会	2	2	0	0	0
消防	1	1	0	0	0
合計	33	26	7	0	0

■問い合わせ 総務課（内線225）